

「(仮称) 郡山市こども計画」策定業務 仕様書

1 業務名

「(仮称) 郡山市こども計画」策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

令和2年度から実施されている本市の子ども・子育て支援事業計画である「第2期 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」(以下「ニコプラン」という。)が、令和6年度をもって5年の計画期間を満了することから、新たな計画を策定する必要がある。

本業務は、国の「こども大綱」を勘案し、市内の子ども・若者を取り巻く状況に関するアンケート及び子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等の把握のためのアンケートを実施し、これらのアンケート及び下表のアンケート調査(以下「生活等調査」という。)の結果に加え、その他市が行う子ども等の意見を聴取する事業の結果を踏まえ、本市の現状と課題の把握、課題に対する対応策、各種需要量の推計と目標量の設定等を実施し、「(仮称) 郡山市こども計画」(以下「次期計画」という。)案を策定することを目的とする。

アンケート調査	実施年度	調査対象
郡山市子どもの生活実態調査	令和4年度	市内小学5年生及び中学2年生それぞれ1,500人とその保護者1,500人
郡山市ひとり親世帯等意向調査	令和6年度 (8月実施予定)	市内に居住する児童扶養手当受給資格を有するひとり親世帯等約2,700人

4 業務内容

(1) 子ども・若者を取り巻く状況に関するアンケートの実施

ア 基礎調査

次期計画策定の前提として、必要な基礎データの収集・整理・分析を行う。

その際、ニコプランに留意して実施するものとする。

- (ア) 少子化対策、次世代育成支援、子どもの貧困対策及び子ども・若者育成支援等こども施策に関する国や県の動向
- (イ) ニコプラン5か年の取組み内容の分析
- (ウ) 郡山市の地域概要(人口、世帯、福祉資源等)
- (エ) 子ども・若者(乳幼児期から39歳までの者をいう。以下同じ。)のいる家庭・世帯の状況
- (オ) 人口及び子ども・若者の将来推計

(カ) ひとり親世帯等（父子世帯、母子世帯、養育者世帯）の状況

イ アンケート調査

次期計画の基礎資料とするため、こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、子ども・若者の生活実態や要望等についてのアンケート調査を実施し、その結果の集計及び分析を行う。

その際、国及び県の関係する指針等（「こどもの居場所づくりに関する指針」など）を参考にしつつ、郡山市の子ども・若者支援の実態、子ども・若者の求める各種支援に関する意向を計画に反映できる内容とすること。

また、調査項目の設計に際しては、基礎調査の結果及び国・県の動向を踏まえて設計すること。

(ア) 調査対象及びサンプル数

①10～14歳 約2,000名

②15～39歳 約2,000名

計 約4,000名

※調査対象及びサンプル数は、調整により変更することがある。

(イ) 調査方法

郵送による配布及び回収によるが、インターネットでの回答ができるよう、受託者がウェブページを作成し、対応するとともに、同一の調査対象者からの重複回答を防止するための措置を講じること。

なお、発送用封筒の規格は角2、回収用封筒の規格は長3を想定。

(ウ) 調査項目等

調査の具体的な設問内容については、国及び県の指針等との整合性に配慮しながら郡山市との調整の上で確定するものとする。

併せて、国の「こども大綱」等に基づき実施が見込まれる国の政策の影響を踏まえ、必要と思われる支援を把握するための調査内容等を提案すること。

調査対象	想定質問項目数	想定ページ数等	想定回収率
①10歳～14歳の者	40問程度	A 4判15ページ・両面刷り	30%程度
②15歳～39歳の者	50問程度	A 4判15ページ・両面刷り	30%程度

(I) 集計及び分析方法

A 単純集計及び次期計画に必要なクロス集計を全て行うこと。

B 結果報告書は、グラフ化や傾向分析及び自由意見の分類など、調査結果が分かりやすい内容に編集すること。

(オ) 調査票回収率の確保

調査に当たっては、アンケート対象者に対し礼状兼督促に関する通知を行うなど、回収率の向上に努めること。

(カ) アンケート調査に係る業務分担

郡山市	受託者
①実施方針の確定 ②調査票原案の検討と確定 ③サンプリングの実施及び宛名ラベル作成 ④調査票配布・回収の指示 ⑤回収した調査票の管理 ⑥調査結果報告書原案の検討	①実施方針の協議・確認 ②調査票原案の作成及び補修正 ③調査票の印刷 ④発送用・回収用封筒の手配、印刷及び封入作業 ⑤配布・回収の手続 ⑥回収率の確保 ⑦配布・回収用郵送料の支払 ⑧回収した調査票のデータ入力 ⑨自由記述回答部分の整理 ⑩単純集計及びクロス集計の実施 ⑪回答内容の分析及びグラフ化 ⑫調査結果報告書の作成及び補修正 ⑬結果報告書の提出及び内容説明 (令和6年9月頃)

ウ 現状の分析と課題の整理

上記ア及びイの結果を整理し、子ども・若者の現状と必要な支援を分析することで、本市の課題を把握すること。

(2) 子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等の把握のためのアンケートの実施

ア アンケート調査

次期計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするために、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてのニーズ調査を実施し、その結果の集計及び分析を行う。

その際、国及び県の指針等（「こどもの居場所づくりに関する指針」など）を参考にしつつ、郡山市の教育・保育、地域子ども・子育てに関する実態、ひとり親世帯等を含む保護者の子ども・子育て支援に関する意向を計画に反映できる内容とすること。

また、調査項目の設計に際しては、ニコプラン策定時の調査項目に留意し、上記(1)アの基礎調査の結果及び国・県の動向を踏まえて設計すること。

(ア) 調査対象及びサンプル数

- | | |
|-------------|---------|
| ① 就学前児童の保護者 | 約2,000名 |
| ② 小学生児童の保護者 | 約1,500名 |

計 約3,500名

※調査対象及びサンプル数は調整により変更することがある。

(イ) 調査方法

郵送による配布及び回収によるが、インターネットでの回答もできるよう、受託者がウェブページを作成し、対応するとともに、同一の調査対象者からの重複回答を防止するための措置を講じること。

なお、発送用封筒の規格は角2、回収用封筒の規格は長3を想定。

(ウ) 調査項目等

ニーズ調査の具体的な設問内容については、ニコプラン策定時の内容を主体とし、その設問及び結果を再分析し比較検討できるようにすること。

また、国から求められている家族類型の作成フロー、潜在ニーズ・サービス利用状況、目標事業量の見込み算出等が把握できるよう、設問を受託者が作成し、国及び県の指針等との整合性に配慮しながら郡山市との調整の上で確定するものとする。

併せて、国の「こども大綱」等に基づき実施が見込まれる国の政策の影響を踏まえ、必要と思われるニーズを把握するための調査内容等を提案すること。

調査対象	想定質問項目数	想定ページ数等	想定回収率
就学前児童の保護者	50問程度	A 4判20ページ・両面刷り	50%程度
小学生児童の保護者	50問程度	A 4判20ページ・両面刷り	50%程度

(I) 集計及び分析方法

A 単純集計及び計画に必要なクロス集計を全て行うこと。

B 結果報告書は、グラフ化やニコプラン策定時のニーズ調査結果との比較、傾向分析及び自由意見の分類など、調査結果が分かりやすい内容に編集すること。

(オ) 調査票回収率の確保

調査に当たっては、調査票への工夫を行うとともに、アンケート対象者に対し礼状兼督促に関する通知を行い、回収率の向上に努めること。

(カ) ニーズ調査に係る業務分担

郡山市	受託者
①実施方針の確定	①実施方針の協議・確認
②調査票原案の検討と確定	②調査票原案の作成及び補修正
③サンプリングの実施及び宛名ラベル作成	③調査票の印刷
④ニーズ調査票配布・回収の指示	④発送用・回収用封筒の手配、印刷及び封入作業
⑤回収した調査票の管理	⑤配布・回収の手続
⑥ニーズ調査結果報告書原案の検討	⑥回収率の確保
	⑦配布・回収用郵送料の支払
	⑧回収した調査票のデータ入力
	⑨自由記述回答部分の整理
	⑩単純集計及びクロス集計の実施
	⑪回答内容の分析及びグラフ化
	⑫ニーズ調査結果報告書の作成及び補

	修正 ⑬結果報告書の提出及び内容説明 (令和6年9月頃)
--	------------------------------------

イ 現状の分析と課題の整理

(1) アの基礎調査及びニーズ調査の結果並びにニコプランの取り組みへの評価等を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容に基づき郡山市の課題を抽出すること。

(3) 「(仮称) 郡山市こども計画」の策定

ア 現状の分析と課題の整理等

上記(1)、(2)及び生活等調査の結果並びにニコプランに紐付けされた各種事業の評価等を整理し、「こども大綱」を踏まえたこども施策に係る本市の現状を分析することで、本市の課題を把握すること。併せて、郡山市の施策意向及び子ども・子育て会議の審議経過などを踏まえ、次期計画における取り組みの指標の設定を支援すること。

イ 需要量の推計並びに目標量及び供給量の設定

- (ア) 上記(2)の結果並びに上記アにより分析された現状及び整理された課題を基に、教育・保育提供区域設定に関する提案及び提案に関する検討資料を作成し、教育・保育及び各種事業の需要量の見込みを推計すること。
- (イ) 推計結果に本市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、郡山市の施策意向及び子ども・子育て会議の審議経過等を加味し、教育・保育及び各種事業の目標量の設定について支援すること。
- (ウ) サービスの供給及び保育ニーズ等の実態を考慮し、目標量を達成することができる施設の活用や整備、事業サービス供給等の年度毎の確保方策の設定について支援すること。

なお、幼児期の学校教育・保育の需要量の見込みは、以下の区分ごとに設定を行うこと。

- A 3～5歳で教育のみ(1号認定)
- B 3～5歳で保育の必要性あり(2号認定)
- C 0～2歳で保育の必要性あり(3号認定)

※上記Cについては、0～2歳の全ての年齢ごとに設定を行うこと。

ウ 次期計画骨子案・素案の作成

骨子案の作成に当たっては、郡山市まちづくり基本指針をはじめとした市の関連計画に加え、国の「こども大綱」、「こどもの居場所づくりに関する指針」及び子ども等の意見聴取に関するガイドライン等のほか、県における関連計画との整合性に配慮し、計画全体のフレーム、基本的事項、重点領域及び本市が目指すべきこども施策の方向性等を整理すること。

また、市が提供する、子ども等の意見を聴取する事業の結果を反映させること。

骨子案の確定後、上記の調査分析結果や事業に関する条例等が設定する基準等を反映し、次期計画素案を作成及び補修正をする。

エ パブリックコメントの支援

次期計画素案に関して、本市が実施する住民向けパブリックコメントにより寄せられた意見に対する対応等について支援すること。

オ 次期計画最終案等の作成

上記のア～エ及び郡山市子ども・子育て会議における調査検討の結果を反映させ、次期計画最終案の作成及び補修正をする。

また、次期計画の概要版を作成するとともに、わかりやすくまとめた子ども向け概要版を併せて作成すること。

カ 郡山市及び郡山市子ども・子育て会議への支援

郡山市子ども・子育て会議の開催に当たり、資料作成、必要な助言等、本市に対し事前調整の支援を行うこと。

なお、本市との調整は郡山市役所内にて実施すること。(3回程度)

また、必要に応じて受託者がオブザーバーとして出席(2回程度)し、必要な対応を行う等、会議運営の支援を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させること。

併せて、庁内検討や計画の進行管理においても、適宜、必要な支援を行うこと。

5 成果品

(1) 子ども・若者を取り巻く状況に関するアンケートの実施

ア 調査設問案

イ 調査票、配布・回収用封筒(調査対象及びサンプル数)

ウ 調査結果報告書 A4判 100ページ程度

エ 各種検討用資料

以上、データ及び紙媒体 各1部

(2) 子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等の把握のためのアンケートの実施

ア 調査設問案

イ 調査票、配布・回収用封筒(調査対象及びサンプル数)

ウ 調査結果報告書 A4判 100ページ程度

エ 各種検討用資料

以上、データ及び紙媒体 各1部

(3) 「(仮称)郡山市こども計画」の策定

ア 「(仮称)郡山市こども計画」最終案 A4判 150ページ程度

イ 「(仮称)郡山市こども計画」最終案(概要版) 32ページ程度 フルカラー

ウ 「(仮称) 郡山市こども計画」最終案(子ども向け概要版)12ページ程度 フルカラー
エ 各種検討用資料

以上、データ及び紙媒体 各1部

※上記(1)から(3)まで全て成果品は、ExcelやWordなど、加工可能な形で納品すること。

6 報告及び協議

本業務の遂行に当たっては、郡山市に進捗状況を随時報告し、必要に応じて適宜協議するものとする。

7 著作権の帰属

本業務で作成された成果品及びデータの著作権に関する権利は、郡山市に帰属するものとする。

8 情報セキュリティの確保

本業務の遂行に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年郡山市条例第31号)、郡山市情報セキュリティポリシー等の関係法令及び規則等を遵守すること。

9 その他

- (1) 子ども・若者を取り巻く状況に関するアンケートにおいて回収した調査票を整理した上で、調査終了後、郡山市へ返還すること。
- (2) 受託者は、業務完了後、受託者の過失及び疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合、郡山市が必要と認める補修正及びその他必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。
- (3) 受託者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、郡山市にその氏名を書面で通知するものとする。
また、これらの者を変更した時も同様とする。
なお、業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
- (5) 業務実施に当たり、知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。
契約終了後も同様とする。
- (6) 本仕様に定めのないものについては、双方協議の上決定する。